

## F i n d - A サービス利用規約 (PC・モバイルセット) (クライアント様用)

GMOソリューションパートナー株式会社 (以下、「当社」という) は、当社が、「F i n d - A」の名称で提供する広告記事制作ならびにリンク設置サービス (以下、「本サービス」という) について利用規約 (以下、「本利用規約」という) を以下のとおり定める。

### 第1条 (定義)

本利用規約及び利用契約においては、次の用語は、それぞれ次の意味で使用する。

- ①「本サービス」とは、当社が、「F i n d - A」の名称で提供するサービスで、パートナーと称する広告記事およびそれを含むウェブサイトを作成する者 (以下、「パートナー」という) がクライアント向けに制作したウェブサイト上に、クライアントの指定するサイトへのリンクを含む記事を掲載するサービスという。
- ②「リンク」とは、申込時にクライアントが指定する URL のサイトに遷移するように、広告記事内に設置されたコードないしテキストのことを言う。
- ③「URL」とは、インターネットユーザーがリンクをクリックすることによりアクセスされるウェブサイトで、申込時に、クライアントが指定するウェブサイトの所在を記述する文字列をいう。
- ④「サービス利用申込者」とは、本サービスの利用を申し込む者ないし申し込んだ者をいう。
- ⑤「クライアント」とは、当社と本サービス利用契約を締結した者で、記事制作ならびにリンク設置に対して対価を支払う者をいう。以下、本利用規約において特に指定しない限りサービス利用申込者を含むものとする。
- ⑥「サービス申込メール」とは、サービス利用申込者が、申し込みにあたって当社に送信する電子メールをいう。
- ⑦「利用契約」とは、当社とクライアントとの間に締結される本利用規約の定めを内容とする本サービスの利用を目的とした契約をいう。
- ⑧「掲載サイト」とは、広告記事を掲載したウェブサイトの総称をいう。
- ⑨「プログラム」とは、クライアントが広告記事を募集すること、ないしその表示をいう。

### 第2条 (本サービスの内容)

本サービスは、サービス利用申込者が、サービス申込メールにおいて指定した URL 及びリンクを含む広告記事を掲載サイトに設置するものであり、その手法等の詳細は、当社の裁量により決定するものとする。なお、URL 及びリンクの仕様は以下の通りとする。

- ①リンクに用いるキーワードの文字数は、全角半角問わず無制限とする。
- ②1 利用契約で設置できるリンク数は無制限とする。
- ③URL の最大文字数は 100 文字とする。

### 第3条（本サービスの制限）

1. クライアントは、プログラム申請を行った後は、利用契約の有効期間中といえども、**URL** 及びリンクの内容等の変更はできないものとする。
2. クライアントは、**URL** 及びリンクの内容等を変更するときは、電子メールにより当社に申し出るものとし、当社の承諾を得た場合に限り変更ができるものとする。
3. クライアントは、要件を満たす広告記事の申請がなされたときは、以下の場合を除き当該広告記事を承認しなければならないものとする。
  - ①当該広告記事の内容が公序良俗に反するものである場合
  - ②当該広告記事の内容がクライアントを誹謗中傷するものである場合
  - ③以上の他、当社がクライアントからの申告のもと個別に審査した結果、不適切な内容であると判断した場合

### 第4条（本サービスの利用申込）

1. サービス利用申込者は、本サービスの利用を希望するときは、本利用規約の内容を自己の責任において確認し、これを承諾の上、サービス申込メールにて申込む。当社は、申込みが行われた場合、サービス利用申込者が本利用規約の内容を承諾したものとみなす。
2. クライアントは、当社に対して以下の事項を保証する。
  - ①サービス申込メールに記載されている内容は、事実かつ正確であること。
  - ②本サービスに関する契約の締結及び本サービスの利用が、第三者のいかなる権利も侵害していないこと。
  - ③本サービスの利用にあたり、不法又は不正な目的又は意図を持っていないこと。
  - ④本サービスの利用にあたり、本利用規約を含め、利用契約に違反する目的又は意図を持っていないこと。

### 第5条（審査）

1. 当社は、本サービスの申込みに対し、当社所定の基準により審査を行う。ただし、当社はいかなる場合も当該基準を開示する義務を負わない。
2. 当社は、サービス利用申込者が、次の各号のいずれか1つにでも該当し、または該当する恐れがある場合には、本サービスへの申込みを承諾しないことができる。
  - ①申込書及び提出書類に不正な記載があったときまたは不備がある場合。
  - ②サービス利用申込者が指定したリンクの内容等が不適切であり、当社が相当の期間を定めて修正を求めたにもかかわらず、その期間内に修正が行われない場合。
  - ③サービス利用申込者が指定したリンク先となるウェブサイトが不適切である場合。
  - ④当社が定める他のサービスの利用約款・規約等に違反があった等の理由により、当社が

提供するいずれかのサービスの利用を停止させられているか、または過去にサービスの停止、契約の解除等の処分を受けたことがある場合。

- ⑤当社との間で紛争中の状態であって、当該紛争が終結していない場合。
- ⑥サービス利用申込者が実在しない場合。
- ⑦サービス利用申込者が反社会的な団体あるいは団体の構成員である場合またはこれらの者と何らかの関係がある場合。
- ⑧その他当社が不相当と判断した場合。

3. 前項の規定により、本サービスの申込みを承諾しなかった場合には、当社はサービス利用申込者に対し、当社が適当と認める方法でその旨を通知する。なお、当社は、承諾しない理由を開示する義務を負わないものとする。

#### 第6条（対価の支払及び遅延損害金）

1. クライアントは、本サービスを利用するにあたって生じるシステム設定やリンク設置等の対価として、当社が別途定める料金及びこれに対する消費税等（以下、「規定料金」という）を、当社が指定する期限までに、当社指定の銀行預金口座に振込む方法またはクレジットカードで一括決済する方法にて支払うものとする。なお、支払に要する手数料等は、クライアントの負担とする。
2. 本サービス利用契約を更新する場合には、クライアントは更新するごとに当社が定める規定料金を支払うものとする。
3. 当社は、クライアントによる利用契約の解約その他理由の如何を問わず、既に支払われた規定料金ないしその他の金員は一切返還しないものとする。
4. 前項の規定にかかわらず、リンク設置応募記事数が注文数に満たなかった場合に限り、不足数に設置料単価を乗じた金額をクライアントに返金する。返金方法はクライアントが指定する金融機関の口座への振り込みとし、返金に要する費用は、当社が負担する。
5. 前項に定める記事数の不足を計算する場合は、プログラム掲載開始日から24ヶ月間を経過した日で締めて集計するものとする。
6. 当社は、クライアントの承諾なく、規定料金を変更することがある。その場合、当社は、電子メールまたは書面にてクライアントに通知するものとする。変更後の規定料金は、変更後に申し込まれた契約又は更新後の契約から適用されるものとし、クライアントが申し込みを行い、または、契約を更新した場合、当社は、クライアントが規定料金の変更を承諾したものとみなす。
7. クライアントが第1項記載の規定料金を指定期日までに支払わない場合、年利14.6%の遅延損害金が生じるものとする。

#### 第7条（利用契約の成立等）

1. 利用契約は、第4条第1項の申込が当社に到着した時点で成立する。
2. 役務提供期間は、サービス利用ID・パスワード発行日より起算して2年間とする。
3. 利用契約は、第1項に定める契約成立の時点から、役務提供期間の末日までとする。
4. クライアントは、契約の更新を希望する場合はその旨を契約期間満了日の正午までに当社に電子メールで通知するものとする。当該通知が当社に届いていない場合、本サービスの利用契約は契約期間の満了をもって終了し、リンクは削除することができるものとする。
5. リンクの設置方法等は、当社の裁量にて行うものとし、クライアントは、パートナーが制作しクライアントの承認を求める広告記事（掲載されているウェブサイトを含む、以下同じ）について自ら承認を行うことで、リンク設置先の広告記事を指定することができるものとする。パートナーがクライアントに広告記事の承認申請をした日から起算して、クライアントが7日の間承認または否認をしなかった場合は、クライアントはこれを承認したものとみなし、当社はリンクを設置しクライアントには対価の支払義務が生じる。
6. 利用契約成立後、クライアントが解約を希望する場合には、下記の定めに従い、受注処理手数料または違約金が発生するものとする。
  - ① 電話による契約内容確認終了前 受注処理手数料として規定料金（税込）の10%
  - ② 電話による契約内容確認終了後 違約金として規定料金（税込）の100%

#### 第8条（当社の免責事項）

本サービスの提供に関する当社の責任は、本サービスの利用に必要なシステムの運用に限られるものとし、当社は以下の各号に定める事由について、何ら保証せず、これらの事由に関連してクライアントに生じる損害について、何ら責任を負わないものとする。

- ①本サービスの利用による検索エンジンにおける検索結果、URLにより指定されるウェブサイトの上位表示及び表示順位ならびに順位の変動
- ②URLならびにクライアントのウェブサイト及び掲載サイトのコンテンツ、内容、デザイン
- ③URL及び広告記事に関する、第三者が保有する商標権、著作権、知的財産権等、そのほかの権利の侵害の有無、調査、検証、または、侵害可能性
- ④クライアントの責による第三者に生じた一切の損害
- ⑤本サービスの利用からクライアントに生じた直接的、間接的、偶発的その他一切の損害
- ⑥自然災害、疾病の蔓延及び不可抗力並びにサーバーの故障、破壊、中断、ファイルの毀滅、エラー、欠陥、運用または伝達の中断、遅延、またはこれらから生じる損害
- ⑦設置サイトないし広告記事の内容
- ⑧当社または設置サイトに関するサーバー等の故障、破壊、通信の中断、設置サイトの削除・変更、運用または伝達の中断、遅延、またはこれらから生じる損害

#### 第9条（クライアントによる本サービスの解約）

1. クライアントが本サービスの解約を申し出る場合は、電子メールによって当社に解約の理由、解約日を申告するものとする。
2. 当社は、解約があった場合でも、既にクライアントから受領した規定料金その他の金員の払い戻し等は一切行わない。

#### 第10条（当社による本サービスの停止・解約）

1. 当社は、クライアントが次のいずれか1つにでも該当する場合、何等の催告を要することなく、クライアントに対する本サービスの提供停止および利用契約解約の措置をとることができる。
  - ①本利用規約に違反した場合。
  - ②第4条第2項の保証に違反した場合。
  - ③日本国またはその他の国の法令に違反した場合。
  - ④本サービスの評価または信用を毀損した場合。
  - ⑤本サービスの登録後、クライアントのウェブサイトの内容が著しく変更され、当社が本サービスの提供を継続することが不適切と判断した場合。
  - ⑥支払停止または破産手続開始、会社更生、特別清算もしくは民事再生に基づく申し立てがあった場合
  - ⑦自ら振出しまたは引受をした手形・小切手が不渡りになった場合
  - ⑧仮差押、差押、滞納処分または競売手続の開始があった場合
  - ⑨クライアントが第5条第2項各号に定める事由にいずれかに該当すると判明した場合
  - ⑩第三者から、当社または設置サイトの管理者等に、リンク等が第三者の商標権、著作権その他の権利を侵害する等として、クレーム、請求等があった場合
  - ⑪上記各号のほか、当社が、サービスの提供又は利用契約を継続しがたいと認める事由が生じた場合
2. 当社は、当社が本条の措置をとったことに起因してクライアントに生じる一切の損害について一切責任を負わないものとする。

#### 第11条（本サービスの中断・廃止）

1. 当社は、次のいずれかに該当する場合、当社が適当と認める方法でクライアントに告知することにより、本サービスの提供を必要な期間、中断することができる。但し、緊急の場合等には、告知を行わないことがある。
  - ①本サービスに係わるコンピュータ及びサーバーの点検又は保守作業を定期的、又は緊急に行う場合。
  - ②コンピュータ、サーバー、通信回線等が災害又は人為的な事故により停止した場合。

- ③天災地変などの不可抗力により本サービスの運営が出来なくなった場合。
  - ④その他、当社が中断又は停止の必要があると判断した場合。
2. 当社は、営業上、運用上、技術上またはその他の理由により、本サービスの全部または一部を廃止することがある。この場合は、当社が適当と認める方法をもってクライアントに告知する。
  3. 当社は、当社が前二項の措置をとったことに起因してクライアントに生じる一切の損害について一切の責任を負わないものとする。

#### 第12条（利用契約の終了）

本契約が理由の如何を問わず終了した場合は、当社が任意に広告記事を掲載サイトから削除することができるものとする。

#### 第13条（再委託）

当社は、本サービスの提供に関し、当社及びクライアントへの対応、本サービスの運用等の作業の一部を、第三者に再委託できるものとする。この場合、当社は、当該第三者に対し秘密情報、その他のデータを開示できるものとする。

#### 第14条（損害賠償）

1. 本サービスの利用に関して、クライアントが、当社または第三者の権利を侵害する等した結果、当社、本サービスに関連する法人、個人が当該第三者から請求又は要求を受けた場合、または、クライアントの責に帰すべき事由により、当社に損害が発生したときは、クライアントは、自己の責任と負担において、当社ならびに本サービスに関連する法人及び個人を保護し、弁護士費用を含む一切の関連費用を補償する。なお、当社は当該第三者に現実に損害額を支払う前でも、補償をクライアントに請求できる。
2. 本サービスの利用に関して、クライアントにいかなる損害が生じても、当社の故意または重大なる過失による場合の他は、一切の責任を負わないものとし、その賠償額の上限は、当社が当該クライアントから本サービス利用を通じて受領した対価（消費税等を含む）の合計額または50万円のいずれか少ない方の金額とする。

#### 第15条（秘密保持）

1. クライアントは、事前に当社の同意を得ることなく、当社が本サービスの提供に関して開示する一切の情報（以下、「秘密情報」という）の、本サービス利用以外の目的での利用、第三者への開示・提供・漏洩、または、複製、翻訳、翻案、解析等、もしくは第三者への貸与等を行ってはならないものとする。
2. クライアントは、利用契約が理由を問わず終了したとき、または、当社から請求があったときは、秘密情報を直ちに削除または当社に返還するものとする。

#### 第16条（権利の譲渡等の禁止）

クライアントは、利用契約上の地位、利用契約に基づく権利または義務の全部または一部を、第三者に譲渡、転貸、使用させ、または担保提供その他処分を行ってはならないものとする。但し、当社が事前に承諾した場合は、この限りではない。

#### 第17条（通知等）

1. 当社は、本サービスの利用に関して、電子メールの送信、ウェブサイトにおける告知その他当社が適当と認める方法によりクライアントに通知を行うことができる。
2. 当社は、前項の通知を行うときは、クライアントが申し込み時に届け出た連絡先に対して通知を行えば足りるものとし、クライアントが連絡先の変更・修正等の届出を怠ったことにより通知が不達となった場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなす。

#### 第18条（反社会的勢力の排除）

1. クライアントは、当社に対して、本契約締結日において、クライアント、クライアントの取締役、監査役及び執行役員等の業務執行について重要な地位にある者（併せて以下「役職員等」という。）並びに主要な出資者が以下の各号に定める者でないことを表明し、保証する。

①暴力団。

②暴力団の構成員（準構成員を含む。以下、同様とする。）、若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者。

③暴力団関係企業又は本条各号に定める者が出資者又は業務執行について重要な地位にある団体若しくはこれらの団体の構成員。

④総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらの団体の構成員。

⑤前各号に準じるもの。

2. クライアントは自ら、又は第三者をして以下の各号の何れかに該当する行為及び該当するおそれのある行為を行わないことを誓約する。

①暴力的な要求行為。

②法的な責任を超えた不当な要求行為。

③取引に関して、脅迫的な言動を行い、又は暴力を用いる行為。

④風説の流布、偽計若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為。

⑤前各号に準じる行為。

3. 当社は、本契約締結日後に、（a）第1項各号に定める表明及び保証事項が虚偽若しくは不正確となる事由が判明若しくは発生し、若しくは発生すると合理的に見込まれる場

合、また（b）クライアントが前項に定める誓約に違反する事由が判明若しくは発生した場合には、催告・通知その他の手続きを要することなく、直ちに本契約を解除することができるものとする。

4. 本条による解除によっては、当社のクライアントに対する損害賠償請求は何ら妨げられないものとする。

5. 本条による解除によってクライアントに損害が生じた場合でも、当社は、何ら責任を負わないものとする。

#### 第19条（契約終了後の利用契約の効力）

利用契約が理由を問わず終了した場合でも、第8条、第12条、第14条ないし第22条の各規定は、なお有効とする。

#### 第20条（本利用規約およびサービス内容の変更）

当社は、クライアントの承諾を得ることなく、本利用規約及びサービス内容をいつでも変更することができる。この場合当社は、当社が適当と認める方法でクライアントに告知するものとし、当社が特に定めない限り、附則に記載された日付または告知がなされた日のどちらか遅い日付よりその効力が生じるものとする。

#### 第21条（準拠法）

本利用規約及び利用契約の成立、効力、履行、解釈に関する準拠法は日本法とする。

#### 第22条（合意管轄）

クライアントと当社の間で本サービスの利用に関して訴訟の必要が生じた場合には、その訴額に応じて東京簡易裁判所または東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第23条（協議）

利用契約等に規定のない事項及び解釈に疑義が生じた場合は、当社とクライアントは誠意をもって協議の上解決するものとする。

以上

<規定料金>

項目	金額（税込）	補足説明等
システム登録料	157,500 円	システム利用料は無料 システムは2年間利用可能
初期 1,000 記事 （PC500 記事、モバイル 500 記事）、 PC1000 記事、モバイル 1,000 記事	105,000 円	当サービス利用には契約時同時申し込みが必要
追加記事 1	105 円	文字数 150 字以上の広告記事の単価 10 記事以上 1 記事単位で発注可能
追加記事 2	210 円	文字数 300 字以上の広告記事の単価 10 記事以上 1 記事単位で発注可能
追加記事 3	315 円	文字数 300 字以上かつ画像付の広告記事の単価 10 記事以上 1 記事単位で発注可能
内部対策指示書	105,000 円	提供回数は 1 回

付則 本規約は2011年3月9日に制定し、同日より施行されます。  
 本規約は2011年5月23日に改定し、同日より施行されます。  
 本規約は2011年6月1日に改定し、同日より施行されます。  
 本規約は2011年6月21日に改定し、同日より施行されます。  
 本規約は2011年7月4日に改定し、同日より施行されます。  
 本規約は2011年10月18日に改定し、同日より施行されます。  
 本規約は2012年4月1日に改定し、同日より施行されます。